

鳥取県傷病鳥獣等通報システム構築業務仕様書

1 業務の名称

鳥取県傷病鳥獣等通報システム構築業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

傷病鳥獣又は不法投棄の通報システム及びクマの出没情報をデータ管理するためのシステム構築を行う。このうちクマの出没情報については、他サービスとデータの共有・活用を行うため、データ連携基盤へのデータ提供を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和7年1月15日まで

4 業務内容

(1) 傷病鳥獣又は不法投棄の通報及びクマの出没情報の入力システムの構築

- ア システムの構築に伴う要件定義、設計、開発、試験及び工程管理業務を行う。
- イ システムの稼動に必要なOS、ミドルウェアソフト等の調達
- ウ 操作研修（研修環境の設定、操作マニュアルの作成を含む）
- エ 試行運用及び本番環境の設定（運用マニュアルの作成を含む）

(2) クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係るAPI開発

5 納入物

	内容	数量	備考
1	鳥取県傷病鳥獣等通報システム	1式	
2	要件定義書	1部	紙媒体及び電子データ
3	設計書	1部	紙媒体及び電子データ
4	動作試験仕様書兼結果表	1部	紙媒体及び電子データ
5	操作説明書	1部	紙媒体及び電子データ

※電子データで納入するファイル形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPoint又はAdobe社のPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと。）のいずれかの形式とする。

6 納入場所

〒680-8570鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課

7 システムの概要及び基本要件

(1) システムの名称

傷病鳥獣等通報システム

(2) システム方式

システムの操作・閲覧等にあたり端末に特別なアプリケーション等の導入を必要とせず、Webブラウザで利用可能なWebシステムとする。また、利用者が見やすく、使いやすいシステム構成・画面遷移を設計すること。

(3) システム構成

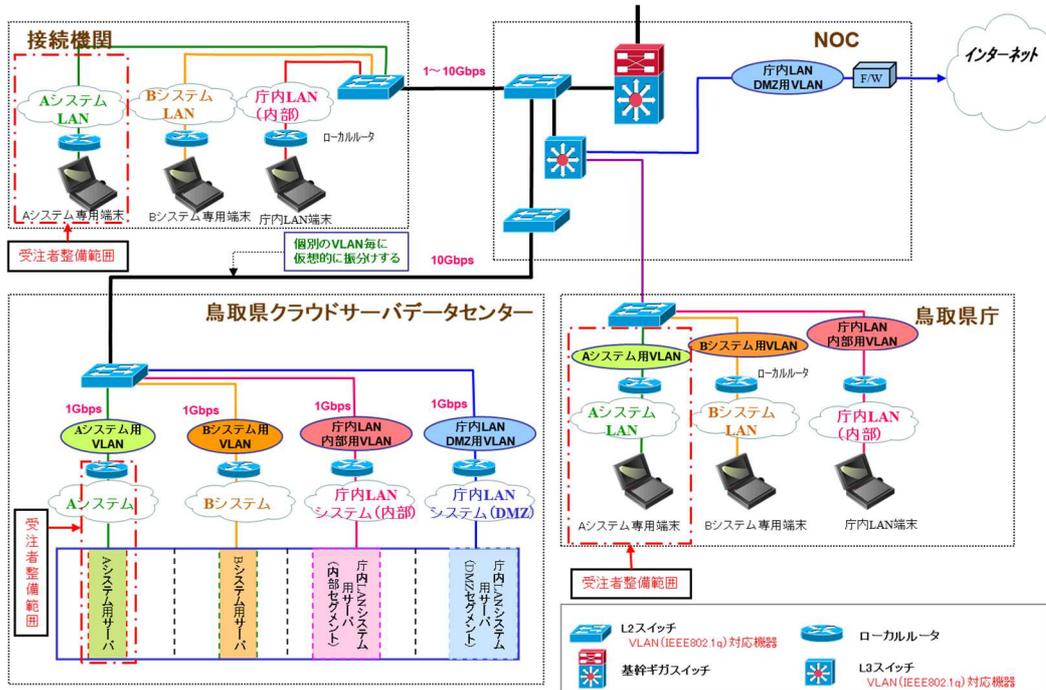
ア ハードウェア

システムは、鳥取県クラウドサーバ提供事業者が用意する鳥取県クラウドサーバの機器等（施設、物理サーバ、ストレージ）を利用するものとする。

鳥取県クラウドサーバは、鳥取情報ハイウェイを利用したレイヤー 2 以下のサービス利用であり、クラウドサーバ内における構築範囲（OS 以降）を受注者の業務の責任範囲としている。

(ア) 鳥取県クラウドサーバに係るネットワーク構成図（イメージ図）

鳥取情報ハイウェイを利用した鳥取県クラウドサーバに係るネットワーク構成図は、図 1 のとおりである。



(参考) 鳥取情報ハイウェイの概要については、以下の URL を参照のこと。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/10012.htm>

図 1 鳥取県クラウドサーバに係るネットワーク構成図

(イ) 鳥取県クラウドサーバの仕様

鳥取県クラウドサーバの仕様は以下の通りである。

項目	内容
CPU	1vCPU～8vCPU、1vCPU 単位で拡張可能 CPU はインテル Xeon 2.0GHz 相当の性能を確保
メモリ	1GB～48GB、1GB 単位で拡張可能
ハードディスク	50GB～1000GB、50GB 単位で拡張可能
バックアップ	7 世代分のバックアップ実施(ストレージのスナップショット機能及びバックアップソフト)
サーバ 2 重化	ブレードシャーシの二重化 (VMware High availability 機能)
ネットワークポート数	1ポート～3ポート (100BASE-T)

項目	内容
対応 OS	Microsoft Windows Server 2022/2019/2016 RedHat Enterprise Linux 8
仮想化ソフトウェア	VMware vSphere 7.0

サーバ OS については、本業務の契約期間中にサポートがあるものを使用すること。契約期間の途中でサポートが切れる場合は、追加費用が発生しないこと。

イ ソフトウェア

システムの構築・稼動のために、上記 7 の (3) ア以外のパッケージソフトや各種ミドルウェア・ツール等のソフトウェア製品を用いる場合には、受注者においてそのソフトウェア製品の取得・納入・導入・設定等を実施すること。

ウ ネットワーク

本システムは仮想デスクトップ環境を経由した利用となるため、仮想デスクトップ環境からの利用を想定した動作確認を行うこと。

(4) システム利用範囲

ア システムによる傷病鳥獣又は不法投棄の通報

システムによる通報は傷病鳥獣、又は不法投棄の発見者とする。

イ システムによる傷病鳥獣又は不法投棄の通報内容の閲覧及び管理

システムによる通報内容の閲覧及び管理する者は以下のとおりとする。

傷病鳥獣	所管課	・本庁自然共生課職員
	所管出先機関	・中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員 ・西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
不法投棄	所管課	・本庁循環型社会推進課職員
	所管出先機関	・中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員 ・西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員

ウ クマの出没情報のシステムへの入力及び情報の管理

クマの出没情報のシステムへの入力及び情報の管理を行う者は以下のとおりとする。ただし、市町村においては、当該市町村の情報に限る。

所管課	・本庁自然共生課職員
所管出先機関	・中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員 ・西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
市町村	・市町村野生鳥獣対策担当課職員

(5) 情報セキュリティ対策

ア 機密性の確保

(ア) 受注者は、情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行うとともに、セキュリティホール(脆弱性)を塞ぐため、速やかに最新のパッチをあてるなど、適切な対策を講じること。また、必要に応じて、対策の実施状況について、発注者に報告すること。

(イ) 受注者は、クラウドサーバーとの接続は SSL 通信による暗号化を実施するとともに、不正アクセスや不正侵入、情報の改ざん、漏えい、破壊の他、マルウェア感染や感染拡大など、様々な情報セキュリティインシデントの発生リスクの可能性を評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じること。

- (ウ) 受注者は (イ) に掲げる情報セキュリティインシデントが発生した際は、直ちに発注者に報告するとともに、被害拡大防止、原因特定、再発防止策等を講じること。
- (エ) 受注者は、本業務に従事する者に対し、メールの宛先誤りや b c c などのメール宛先設定誤り、システムやアプリのアクセス制御誤りにより、情報漏えい事故が発生しないよう必要な対策を講じること。
- (オ) 正当な権限のない者による情報のアクセスやデータの不正な利用、改ざん等が行われないよう、必要なアクセス権限の設定ができること。
- (カ) アクセス権限を管理するためのパスワードは、初期設定のもの利用はしないこと。仮パスワードを含め、10文字以上で文字列は英大文字、英小文字、数字、記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたものが登録できることとする。

イ 個人情報の取扱

システムは、業務の特性上、非常に機密性の高い個人情報を取り扱うため、個人情報の取扱については、十分なセキュリティ対策を講じること。

(6) ドメインの取扱い

- ア ウェブサイトによる情報発信を終了する場合は、同サイト内で6か月前を目安にドメイン利用停止に関する案内（事前告知）を行うこと。
- イ ウェブサイトによる情報発信終了後（ドメイン利用停止後）も1年以上ドメインを廃止することなく延長保有すること。
- ウ 1年以上ドメインを延長保有した後の対応については、発注者に事前に協議すること。

(7) データ消去

受注者は、発注者の指示があった場合は、アカウントを含む本システムの全データ及びバックアップデータが記録された記録媒体内のデータを消去又は記録媒体を破壊するとともに、発注者に作業日時、作業担当者名及び処理内容が記載されたデータ消去に係る報告書（様式は任意）の提出を行うこと。

なお、消去又は破壊の実施については、事前に発注者に確認を取ることとする。

(8) その他、構築付帯要件

- ア システム構築のために必要なツール等については、受注者が用意するものとする。
- イ 構築期間中は、問合わせや日常の運用支援に即時に対応できる体制を設けること。

8 システムの仕様

システムは、次に示す機能を実現するものとする。

(1) 傷病鳥獣又は不法投棄の通報

ア 傷病鳥獣又は不法投棄の発見者が、ブラウザを介して通報するため、次の情報を入力するフォーム。

入力情報	データ形式
報告種別	選択形式（選択リスト：傷病鳥獣・不法投棄）
氏名	テキスト形式
電話番号	半角数字
発見の状況	テキスト形式

※入力情報毎に入力の説明が記載されていること。

※入力情報については、チェックを行い不備がある場合は、不備内容を明確に示すこと。

- イ 発見者が写真または PDF ファイルを添付する機能（写真又は PDF ファイルが 2 つ以上貼付けられること）
- ウ 発見者が GPS または地図から発見場所の正確な位置を取得する機能
- エ 通報の内容（傷病鳥獣／不法投棄の種別、発見した場所）によって送信先を次のとおり自動的に振り分け、通報があったことをメールにて知らせる機能

通報内容		送信先
種別	場所	
傷病鳥獣	鳥取市、八頭郡、岩美郡	本庁自然共生課職員
	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
	米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
不法投棄	鳥取市、八頭郡、岩美郡	本庁循環型社会推進課職員
	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
	米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員

※送信先ごとにメールアドレスを 3 件以上登録でき、登録したメールアドレスは 7 の（4）イの者により変更が出来ること。

（2）傷病鳥獣又は不法投棄の通報内容の閲覧及び管理

- ア 7 の（4）イの者が通報内容の閲覧及び管理をする為の画面へのログイン機能、パスワード変更機能
- イ アクセス権限により閲覧及び管理できる情報を制限する機能
- ウ 傷病鳥獣又は不法投棄の日付、受信時間、報告種別、発見場所の市町村名及び発見の状況の情報を表示した通報内容の一覧を閲覧する画面
- エ 通報毎に内容を閲覧及び印刷する機能
- オ 通報を削除する機能
- カ 通報内容の一覧を CSV 出力する機能

（3）クマの出没情報のシステムへの入力及び情報の管理

- ア 7 の（4）ウの者が情報の入力、閲覧及び管理をする為の画面へのログイン機能、パスワード変更機能
- イ アクセス権限により閲覧及び管理できる情報を制限する機能
- ウ 7 の（4）ウの者が、ブラウザを介して別添「クマ出没情報記録票」を入力するフォーム。
 ※入力情報毎に入力の説明が記載されていること。
 ※公開、非公開については、7（4）ウの所管課のみ編集できること。
- エ 7 の（4）ウの者が写真または PDF ファイルを添付する機能（写真又は PDF ファイルが 2 つ以上貼付けられること）
- オ 7 の（4）ウの者が GPS または地図から発見場所の正確な位置を取得する機能
- カ 入力の内容（出没場所）によって送信先を次のとおり自動的に振り分け、通報があったことをメールにて知らせる機能

出没場所	送信先
鳥取市、八頭郡、岩美郡	本庁自然共生課職員
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員
米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課職員

※送信先ごとにメールアドレスを 3 件以上登録でき、登録したメールアドレスは 7 の（4）イの者により変更が出来ること。

キ クマの出没情報の次の情報を表示した通報内容の一覧を閲覧する画面

区分	項目
記録者	記録年月日
日時場所	日時、場所の住所
出没状況	情報種類、状況
公開可否	公開・非公開情報

ク 入力情報毎に内容を閲覧及び印刷する機能

ケ 入力情報を削除する機能

コ 入力情報の内容の一覧を CSV 出力する機能

9 クマ出没情報のデータ連携基盤への接続に係る API 開発

(1) クマの出没情報を「鳥取県データ連携基盤」を介して、他サービスと共有、活用するための API 開発を行う。

※鳥取県データ連携基盤とは、システム、分野、組織等の垣根を超えて、データ連携を可能とする鳥取県が構築したデータ連携基盤であり、データ連携を通じて地域の全体最適化を実現するものである。

(2) 受注者が、対象データを提供するために必要な API 等に関する情報は、発注者から提供する。

(3) 対象データを提供するために必要な API は、データ連携基盤構築業者が提供する API を使用すること。なお、当該 API は「FIWARE NGSI v2 仕様(<https://fiware-orion.letsfiware.jp/user/orion-api/>)」に準拠することとし、必要に応じて、データ連携基盤構築業者と協議すること。

10 システムテスト及び操作研修

(1) システムテスト

業務の期間中に、システムの機能を検証するための運用試験を整備場所で行い、結果を発注者に報告し、不備があれば、業務の期間中に改善すること。

(2) システム操作研修

業務の期間中に、7の(4)に記載の所管課において、関係職員向けの詳細なシステム操作説明会を1回以上実施すること。実施日は発注者と協議の上決定する。

11 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(3) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(4) 著作権

ア 本業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権は、委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方へ無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とするものとする。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しないものとする。

ただし、納入物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ アの規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作人格権を行使しないものとする。

ウ 発注者又は受注者は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得るものとする。

エ ウの場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、アの規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結するものとする。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。

(ア) 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
納入物に翻案を加える場合	9パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
納入物に翻案を加えない場合	30パーセント

(イ) 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
納入物に翻案を加える場合	3パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
納入物に翻案を加えない場合	10パーセント

(5) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(6) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(7) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(9) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（8）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(10) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(11) 個人情報の保護

ア 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

イ 受注者は、（8）の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(12) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

(13) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。

イ 発注者は、アの完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもイ及びウの規定を準用する。

(14) 委託料の支払

ア 受注者は、(13)ウの通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(15) 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(16) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ アの場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(17) 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(18) 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受けなければならないと認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(19) 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(20) 任意解除

ア 発注者は、(21)又は(22)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(21) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく（5）アの履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 発注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(22) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（21）のアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(オ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(キ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - b 暴力団員を雇用すること。
 - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除した場合は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(23) 解除の制限

(21) のアの（ア）から（エ）及び（22）のアの（ア）から（エ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(21) 及び (22) の規定による契約の解除をすることができない。

(24) 賠償の予定

受注者が（22）のオ（オ）に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(25) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(26) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(27) その他

- ア 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。
- イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の11の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。
- ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更する場合がある。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する発注者受注者間の個人情報の引渡しは、発注者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うために発注者から個人情報の引渡しを受けるときは、発注者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、発注者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに発注者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに発注者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、発注者が別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際し発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

い。

3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、発注者の求めに応じて、当該記録の内容を発注者に対し報告しなければならない。
(定期的報告)

第11条 受注者は、発注者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 発注者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者又は受注者の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受注者が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。